

各務原ふれあいバス等運行事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、令和7年から7年間で計画期間とする「各務原市地域公共交通計画」を策定し、交通の将来像を「公共交通を使って誰もが住み続けられるまち」と定め公共交通施策に取り組んでいる。

市は、計画で目指す将来像の実現に向け、鉄道や路線バスを補完する地域交通として、自主運行バス「ふれあいバス」「テクノライナー」を運行している。

本実施要領は、運行事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 業務名 各務原市ふれあいバス等運行业務
- (2) 業務内容 別紙各務原市ふれあいバス等業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（5年間）

3. 参加資格の要件

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

4. 提案内容

- ①サービス供給能力に関すること（設備、事業実施体制、乗務員の確保等を記載）
- ②安全運行の体制、方法について
- ③運行計画、ダイヤ作成について
- ④乗務員の教育について
- ⑤運行管理、車両の整備について
- ⑥事故・トラブル等の対応について
- ⑦利用者の苦情処理体制、方法について
- ⑧運行経費について（年度毎の設計額等及び契約期間全体の設計額等を記載）
- ⑨上記以外の内容について（独自のサービス、セールスポイント等）

5. 提出書類

①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式2）

②提案書（A4判用紙、様式自由）

データ（PDF形式）一式または、正本1部（代表者印押印）、副本10部

6. 提出場所・方法・期限

（1）提出先

都市建設部 都市活力創造課 公共交通政策係 ※「13. 担当連絡先」に記載

（2）提出方法

電子メール（1度のメールの受信可能なファイルサイズは25MB）以下。容量の関係で送付できない場合は連絡すること。）

※郵送または持参も可。

（3）提出期限

①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式2）

令和7年6月13日（金） 午後5時15分（必着）

②提案書

令和7年6月18日（水） 午後5時15分（必着）

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

7. 募集要領に対する質問及び回答

（1）提出書類

質問書（様式1）

（2）質問期限及び方法

令和7年6月3日（火） 午後5時15分までに持参またはメールにて、都市建設部 都市活力創造課 公共交通政策係へ提出すること。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで。

（3）回答及び方法

令和7年6月6日（金）までにプロポーザル参加者全員にメールにて回答。

8. 評価及び選定結果について

（1）評価委員会の設置

提案採用者の選定は、各務原市プロポーザル方式実施要綱（平成28年3月31日決裁）（以下、「プロポーザル実施要綱」という。）第7条の規定により設置す

る評価委員会において実施する。

(2) 提案説明（プレゼンテーション）

提案採用者の選定にあたり、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日時 令和7年6月26日（木）※時間は別途通知
- ②場所 各務原市役所本庁舎3階 会議室3-1
- ③内容 プレゼンテーション（10分）、質疑応答（15分）
- ④説明方法 説明には電子機器を使用することができる。ただし、必要な機器は提案者が用意すること。

(3) 評価委員会

①評価委員会において、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。

ただし、順位にかかわらず、下記の評価を受けている事業者とは、交渉を行わないものとする。

- ・ 審査結果の合計点が、満点中5割未満である者
- ・ 審査項目において、1つでも0点がついている者

②評価項目、評価内容、配点は、別紙評価基準表を参照。

(4) 選定結果について

選定結果は、書面にて全提案者に通知するものとする。

9. 日程

令和7年6月 3日（火）	午後5時15分：質問書提出期限
令和7年6月 6日（金）	：質問に対する回答
令和7年6月13日（金）	午後5時15分：参加表明書提出期限
令和7年6月18日（水）	午後5時15分：提案書提出期限
令和7年6月26日（木）	：プレゼンテーション 評価委員会による評価
令和7年6月下旬	：評価結果の通知
令和7年9月	：協定締結予定

10. 契約事項

(1) 市は、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、「各務原ふれあいバス等の運行に関する協定書」を締結する。

- (2) 「11. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

11. 資格喪失

- (1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (4) 「10. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかったとき。

12. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提案書を受け付けた後の追加及び修正は原則認めない。
- (3) 提出された書類は、各務原市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (4) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。

13. 担当連絡先

各務原市 都市建設部 都市活力創造課 公共交通政策係

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電 話：058-383-9912

メール：kotsu@city.kakamigahara.gifu.jp